

# 幼稚園及び幼保連携型認定こども園中堅教諭等資質向上研修実施協議会設置要綱

埼玉県教育委員会

## (目的)

第1条 この要綱は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園中堅教諭等資質向上研修（以下、「本研修」という。）実施要項第6項に基づき、幼稚園及び幼保連携型認定こども園中堅教諭等資質向上研修実施協議会（以下、「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項)

第2条 協議会は、本研修に係る次の事項を協議する。

- (1) 実施計画
- (2) 年間研修計画
- (3) 研修に係る評価
- (4) 実施上の諸問題
- (5) その他

## (構成)

第3条 協議会は、別表1に定める委員をもって構成する。

2 協議会に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、県立総合教育センター総合企画長とする。
- (2) 副委員長は、都市教育長協議会代表とする。

## (会議)

第4条 委員長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (会議の公開)

第5条 協議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

## (会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日程及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 協議事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、委員長及び出席した委員のうちから委員長が指名した2名の委員が署名するものとする。

(幹事会)

第7条 協議会に、会議事項をあらかじめ整理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じて県立総合教育センター教育主幹が招集し、主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、協議会における協議の結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、県立総合教育センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1  
委員

職 名 等	人 数
学識経験者	1 名
都市教育長協議会代表（副委員長）	1 名
公立幼稚園等設置市町村教育委員会指導主事代表	1 名
県国公立幼稚園・こども園長会会長	1 名
県国公立幼稚園・こども園長会副会長	1 名
県国公立幼稚園・こども園長会事務局長	1 名
県国公立幼稚園・こども園教育研究会会長	1 名
県国公立幼稚園・こども園教育研究会副会長	1 名
県教育局市町村支援部義務教育指導課長	1 名
県福祉部少子政策課長	1 名
県立総合教育センター総合企画長（委員長）	1 名

別表 2  
幹事

所 属 ・ 職 名	人 数
県教育局市町村支援部義務教育指導課学びの支援担当	1 名
県福祉部少子政策課施設運営・人材確保担当	1 名
県立総合教育センター教育主幹（幹事長）	1 名
県立総合教育センター教職員研修担当	3 名